

○北杜市総合計画に関する規則

平成18年3月23日

規則第93号

(目的)

第1条 この規則は、北杜市総合計画（以下「総合計画」）の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「総合計画」とは、本市の将来の健全な発展を促進するために策定する本市政の総合的計画をいい、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」からなるものとする。

2 この規則において「基本構想」とは、本市及び本市の存する地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明示するものをいう。

3 この規則において「基本計画」とは、基本構想に基づき本市行政の方向を明らかにするため、本市行政の基本的な重要事項について作成する計画をいう。

4 この規則において「実施計画」とは、基本計画に基づき具体的な事務、事業の実施に関して作成する計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、本市発展のための基本的施策を積極的かつ重点的に推進することにより計画的かつ効果的な行政を確立し、行政各部門相互間に有機的関連を保ちつつ総合的成果をあげるように策定しなければならない。

(総合計画策定本部の設置)

第4条 基本構想及び基本計画の案を審議調整し、全庁的な策定体制を整備するため、北杜市総合計画策定本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部の組織等については、別に定める。

(基本構想の策定)

第5条 基本構想の期間は、10年とする。

2 基本構想は、本部で調整し、原案を作成して議会の議決を経て定める。

(基本計画の策定)

第6条 基本計画の期間は、5年とし、経過するごとに更新するものとし、社会経

済情勢に適合するように策定しなければならない。

2 基本計画は、実施計画その他の事務事業計画の基本とするものとし、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更しないものとする。

3 基本計画は、市長が定める基準に従い、本部で調整し、原案を作成し、市長が決定する。

(実施計画の策定)

第7条 実施計画の期間は3年とし、1年次を経過するごとに検討を加え、後年度分を逐次繰り入れ、常に3年先までの計画とする。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する理由による場合のほか、これを変更することができない。

(1) 基本計画が変更されたとき。

(2) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。

(3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(5) 前項の規程により変更するとき。

3 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するように本部で調整し、原案を作成し、市長が決定する。

(総合計画審議会への諮問)

第8条 市長は、第5条第2項の規定により基本構想を議会の議決に付そうとするとき及び第6条第3項の規定により基本計画を決定しようとするとき、その他総合計画に関する重要な事項の決定に当たり特に必要と認めたときは、総合計画審議会に諮問するものとする。

(計画の実施)

第9条 総合計画に定められた事務事業は、これを実現するよう努めるものとする。

(計画実施に必要な外部調整)

第10条 本部は、総合計画の実施に当たり必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、事業が円滑に行われるよう図らなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。